

3 申込者(認証取得者)の提出書類および提出部数

申し込みに必要な書類は、用紙サイズを日本産業規格の A4 とし、日本語で作成してください。
 また、製品の図面は、日本産業規格の A4 または A3 で作成してください。

3-1 新規申込(認証登録番号を新たに発行する場合)

3-1-1 自社製品を新規に申込場合、他社の既認証登録品を自社製品として登録(OEM登録)する場合

申し込みに必要な書類は、「表-5 新規申込の提出書類」をご参照ください。

3-1-2 提出部数(新規認証申込の場合)

審査用資料(要押印：様式-1-1 または様式-1-3)	1 部
請求書郵送先等の確認用紙(設定・変更) (様式-4-1)	1 部
正本(認証登録番号の発行後、様式-1-1 または様式-1-3 に、会社印または代表者印を押印もしくは社内決裁を得た文書番号等を記載したものを含む認証申込み書類一式)	3 部 ^{※1}

※1 品質確認実施工場が複数ある場合は、所管する事業所の数により部数が増えることがあります。
 また、新規申込の正本は、A4 サイズのファイルにとじて提出をお願いします。

3-2 変更申込(認証登録の内容に変更が生じるもの)

3-2-1 変更申込の際の提出書類及び必要事項

変更申込に必要な書類は、「表-6 変更申込の提出書類」をご参照ください。
 なお、書類は、認証登録番号ごとに作成してください。

3-2-2 提出部数(変更申込の場合)

審査用資料(押印不要)	1 部
請求書郵送先等の確認用紙(設定・変更) (様式-4-1)	1 部
正本(様式-1-23、24 に会社印または代表者印を押印もしくは、社内決裁を得た文書番号等を記載したものを含む認証申込み書類一式)	3 部 ^{※1}

※1 品質確認実施工場が複数ある場合は、所管する事業所の数により部数が増えることがあります。

表-5 新規申込の提出書類

	新規申込 (給水用具)	新規申込 (資機材・薬品)	他社の既認証登録品を 自社製品として登録 (OEM登録) [給水用具]	他社の既認証登録品を 自社製品として登録 (OEM登録) [資機材・薬品]
様式-1-1(給水管、給水用具、ユニット製品の認証申込書)	○		○	
様式-1-3(水道用資機材、水道用薬品の認証申込書)		○		○
様式-1-2(給水用具等の申込一覧表)	○		○	
様式-1-3-1(資機材又は薬品の申請一覧表)		○		○
様式-1-4(表示略号届)	○	○	○	○
様式-4-3(申込品の説明)	○	○		
様式-4-5(連携販売(OEM)の説明書)			○	○
様式-4-6(連携販売(OEM)方式認証申込書)			○	○
図面(資機材、薬品の場合は不要)	○		○	
既認証図面			○	
認証登録証のコピー			○	○
材料試験成績書・材料証明書(安全データシート)	○	○		
様式-1-5(自社検査方式説明書)又は 様式-1-6(抜取検査方式説明書)	○	○		
特別基準の場合:表示サンプル(規格に要求されている項目)		○		
登記簿抄本 ^{※1}	△	△	△	△
様式-4-1(請求書送付先等確認用紙(設定・変更))	○	○	○	○
様式-4-7(品質認証マークの取り扱いについて(外注先が1社の場合))又は 様式-4-8(品質認証マークの取り扱いについて(外注先が複数社の場合))	△	△	△	△
合意書 ^{※1}	△	△		
様式-4-10(組成表) ^{※2}		○		
様式-4-11(誓約書) ^{※1,2}		△		△
基本契約書の締結 ^{※1}	△	△	△	△

※1 認証取得者が本協会に初めて申込み際に必要となります。(既に他の認証登録番号を取得している場合は不要です)

※2 資機材(塗料)の申請にのみ必要となります。

表-6 変更申込の提出書類

	代表者の変更	材料・設計変更	型式略号の追加	型式又は略号の整理	審査基準の変更 性能項目の追加／削除	抜取検査方式に変更	自社検査方式に変更	品質確認実施工場の変更 (製造設備／工程)	品質確認実施工場の変更 (名称変更／追加／削除)	認証取得者の変更 (名称変更／移転)	認証登録の権利譲渡	OEM登録の変更※1	表示用略号の変更	認証マークに係わる変更 (自社製作／外注等)	浸出性能試験結果の更新	材料・配合変更(塗料)	型式略号追加(塗料)	認証取消
様式-1-23(変更申込書)	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	
様式-1-24(登録事項変更届出書)			○	○	○	○	○		○	○	○	△					○	
様式-1-2(給水用具等の申込一覧表)又は 様式-1-3-1(資機材又は薬品の申請一覧表)			○	△								△					○	
様式-1-4(表示略号届)										△	△	△	○					
様式-4-3(申込品の説明)		○	○		○										○	○	○	
様式-4-4(既登録との相違点)		○	○		○										○	○	○	
様式-4-5(連携販売(OEM)の説明書)												○						
様式-4-6(連携販売(OEM)方式認証申込書)																		
図面(資機材、薬品の場合は不要)		○	○									○			○			
既認証図面※2		○	○									○						
認証登録証			○	○	○	○	○	△	△	○	○							○
材料試験成績書・材料証明書(安全データシート)		△	△		△												○	○
様式-1-5(自社検査方式説明書)又は 様式-1-6(抜取検査方式説明書)						○	○	△	△		△							
性能試験立会 及び 工場調査※3		△	△		△			△	△							△	△	
特別基準の場合:表示サンプル(規格に要求されている項目)		△	△						△		△	△				△	△	
登記簿抄本										△	△							
様式-4-1(請求書送付先等確認用紙(設定・変更))						△	△	△	△									
様式-4-7(品質認証マークの取り扱いについて(外注先が1社の場合))又は 様式-4-8(品質認証マークの取り扱いについて(外注先が複数社の場合))														○				
様式-4-10(組成表)										○	△	△				○	○	
基本契約書の締結										○	△	△						
様式-1-25(認証の取消申込書)																		○
様式-4-9(認証登録に関わる権利譲渡合意書)											○							

※1 登録済みのグループに追加できるのは、区分(表-1~4)が全て同じもののみです。

※2 図面(資機材、薬品は不要)は、申込品の性能に係わる箇所の構造、形状及び寸法が明確なものを準備します。

OEM登録への追加の場合は、OEM供給元の既認証図面(資機材、薬品は不要)のコピーが必ず必要となります。

※3 性能試験立会は、申込品の性能が既登録品の性能と同等以上と判断できる場合に省略できます。

工場調査は、その変更内容が認証品登録品の検査・試験、製造工程及び品質管理体制に影響がないと判断できる場合に省略できます。